

令和3年度 第1回 中央区保健医療福祉計画推進委員会 「地域福祉専門部会」 会議記録

●日時 : 令和3年12月2日(木) 午後6時30分～8時15分

●場所 : 中央区役所8階 大会議室

●出席者 : 【委員】 11名

部会長 和氣 康太 (明治学院大学社会学部教授)
職務代理者 川上 富雄 (駒澤大学文学部教授)
鈴木 英子 (中央区民生・児童委員協議会 (京橋))
津田 章 (中央区民生・児童委員協議会 (日本橋))
早乙女 道子 (中央区民生・児童委員協議会 (月島))
松見 幸太郎 (NPO法人キッズドア)
岸 雅典 (中央区社会福祉協議会)
島田 有三 (基幹相談支援センター)
安西 暉之 (日本橋地域町会連合会)
田中 智彦 (福祉保健部長)
吉田 和子 (福祉保健部高齢者施策推進室長)

〈欠席者〉 1名

當山 貴子 (おとしより相談センター)

【事務局幹事】

春貴 一人 (福祉保健部管理課長) 石戸 秀明 (子育て支援課長)
石井 操 (生活支援課長) 小菅 賢太郎 (障害者福祉課長)
阿部 志穂 (子ども家庭支援センター所長) 早川 紀行 (高齢者福祉課長)
平川 康行 (介護保険課長) 鷲頭 隆介 (区民部地域振興課長)
岩田 純治 (文化・生涯学習課長)

●傍聴人 : 0名

●議事次第

- 1 開会
- 2 委員及び専門委員の指名、辞令交付
- 3 福祉保健部長あいさつ
- 4 委員及び専門委員、幹事紹介
- 5 部会長あいさつ
- 6 職務代理者の指名
- 7 議題
 - (1) 地域福祉専門部会の進め方について
 - (2) 重層的支援体制整備事業の概要について
 - (3) 地域カルテの更新について
 - (4) 地域福祉懇談会の実施について
- 8 報告・連絡事項
ソーシャルワーク機能向上研修の実施報告
- 9 閉会

●配布資料

- 資料 1 地域福祉専門部会の進め方について
- 資料 2 - 1 重層的支援体制整備事業の概要について
- 資料 2 - 2 中央区の重層的支援体制整備事業実施イメージ（案）
- 資料 3 地域カルテの更新について
- 資料 4 地域福祉懇談会開催要領（案）
- 資料 5 ソーシャルワーク機能向上研修の実施について
- 資料 6 意見票 ※当日配布
- 参考資料 1 地域福祉専門部会委員名簿
- 参考資料 2 座席表
- 参考資料 3 中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱
- 参考資料 4 中央区保健医療福祉計画推進委員会傍聴人規則

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	管理課長	開会のあいさつ
2 委員及び専門委員の指名、辞令交付	管理課長	委員及び専門委員の指名と辞令交付について説明
3 福祉保健部長あいさつ	福祉保健部長	<p>皆様には保健医療福祉計画の策定にも携わっていただいているのでご理解いただいていると思うが、やはりいま、区民の方々が抱えている問題が複雑化、複合化し、支援のニーズが難しくなっている。それに対して、区の体制、俗に言われている「縦割り」の体制では、十分な支援に結びつかない状況がここ一、二年、特に多くなってきているということは、我々も現場で実感しているところである。</p> <p>そうしたことに對し、地域の方々が気づいたことをいかに区につないでいただいで、区と地域の方々が協力しながら、そういった方々にどう支援の手を差し伸べていくか、これがこれからの大きな課題であると認識している。</p> <p>そういった視点で、この専門部会で皆様から貴重な意見をいただきながら、区も柔軟に対応できる体制を取っていきたいと考えている。</p>
4 委員及び専門委員、幹事紹介	管理課長	参考資料1（地域福祉専門部会委員名簿）により委員等を紹介
5 部会長あいさつ (就任のあいさつ)	部会長	<p>あらためて申し上げるまでもなく、地域福祉が、社会福祉の中で非常に重要になってきた。いま、福祉保健部長から話があったが、解決が難しい複合的な問題が増えてきて、これまでのような縦割りのシステムではなかなか対応できないので、横割りの体制をつくっていく。これは言うのは簡単だが、実際に行うとなると大変なことで、行政は大きな車のようなもので、一旦動き出すと、止めるのが大変、方向を変えるのも大変である。これは物理学で言う「慣性の法則」が働いていて、自然に動いていく、転がっていくので、それを変えるのはなかなか難しいことだが、先ほど福祉保健部長からも決意表明があったように、これを変えていく、区民のニーズに合わせてサービスシステムを変えていくということなので、この専門部会は非常に大事な役割を担っていると考える。</p> <p>委員長としては、皆様の忌憚のないご意見をうまくまとめられればいいと思っているので、どうぞこの会議の場では遠慮なくお考えになったことをご発言いただきたい。</p>
6 職務代理者の指名 (就任のあいさつ)	部会長	職務代理者に川上委員を指名（部会長から指名）

(傍聴、配布資料の確認)	委員	いま紹介いただいたように、社会福祉協議会が策定されている地域福祉活動計画のお手伝いを2期にわたってさせていただいている。行政と社協の連携が深まっていく、その橋渡しのお役に立てればという気持ちで取り組んでいきたい。
	部会長 管理課長	傍聴希望者について確認。 傍聴希望はない旨を報告。 配布資料を確認。
7 議題 (1) 地域福祉専門部会 に進め方について	管理課長	資料1について説明
	部会長	ご質問、ご意見はあるか。 重層的支援体制整備事業というのは、たしか計画を策定するという事になっていたと記憶しているが、計画策定はするのか。
	管理課長	現在、区では移行準備事業としての取組を実施しており、今後、計画を策定し実施していくという考え方で進めている。
	部会長	計画の策定主体はどこになるのか。要するに、保健医療福祉計画推進委員会で協議するのか、それともこの専門部会で実質的にやっていくのか。
	管理課長 部会長	専門部会で議論をしていただきたいと考えている。 承知した。2017年の社会福祉法の改正で包括的支援体制整備事業というものができて、基本的には包括的支援体制をつくりなさいということになったので、中央区はそれに向けて取り組んだ。どこの自治体も包括化推進員の配置といったことを始めたところまではよかったが、その後、2020年の改正があり、「重層的支援体制整備事業」というものができて、それに厚労省は相当力を入れていて、五月雨式に次々と国から話が下りてきている。法を改正して、我々も計画をつくって、包括的支援の体制整備ができたから、これでしばらく行くかと思ったら、第2弾が出てきて、こういう体制整備事業をさらにやりなさいというのが現況である。それで、その計画策定ということが出てきた。だから、地域福祉計画と重層的支援体制整備事業の計画との関係性をどう考えるのが行政として課題になってくるので質問した。まだ明確な答えを出すのは難しいと思うが、その辺が気になるところである。重層的支援体制整備事業を実施すると、今度また地域福祉計画のほうも見直すのかという話になる。バージョンアップなのか、完全にリニューアルするのか、そういったところも考えておかなければと思ったので、聞かせていただいた。
(2) 重層的支援体制整備事業の概要について	管理課長 委員	資料2-1及び資料2-2について説明 第2期中央区地域福祉活動計画について説明

て

部会長
委員

ご質問、ご意見はあるか。

資料2-1を見て、多機関の連携など苦労されていることはよく分かって、これからの姿というのも未来が少し見えるような気がした。ただ、多機関連携がうまく進んでも、ここに地域住民がどのように関わっていくのかというような視点が、例えば地域の担い手づくりとか、地域活動の活性化とか、そういう地域連携みたいなものがどこから出てくるのかが分からない。そう思っていたところに岸委員が地域福祉活動計画のお話をしてくださって、個々人が自分の思うように進んでほしいというようなことをおっしゃったが、課題を持っている人が専門機関に相談して支援につながったとしても、その人の地域で寄り添うのは、民生委員をはじめ地域住民だと思う。そういった地域連携の仕組みづくりはしっかり考えてもらいたい。社協も個々人に任せるのではなくて、やはり地域連携の仕組みづくりをもう少しやっていかないと、多機関連携は進むけれども、地域との連携は置き去りにされてしまうのではないかと、危惧を持っている。

管理課長

地域との連携というところについては、一つ一つの支援の中身を地域に出していくというのは、どうしても個人情報の問題ということがあり難しい部分があるが、我々も今後研究していかなければいけない問題だと認識している。個別のケースによって、地域の方々と共有しなければいけない課題があれば、やはり各支援機関と地域との連携というのは非常に重要になると思っている。

また、先ほどの重層的支援体制の支援会議なども、見守り中心の会議になる。民生委員さんなど地域の方々にも入っていただいて、その方の情報共有を図りながら、支援につなげるということを考えており、構成員の詳細はこれから詰めていく。

委員

検討事例があって、民生委員に絡んで、いくつかの支援機関とケース会議などを持ったときに、専門職の方同士は民生委員を置いて話している。そういう情報も地域に投げかけてほしいと思っているが、民生委員は信用されていないのかと思ってしまう。

管理課長

民生委員さんは地方公務員と同様に守秘義務があるというところで、情報共有は可能だと考えている。ただ、地域となると、非常に広い範囲になるので、一概に全て共有できるとか、それは別の問題が出てくると考える。

委員

ほかの方のお話も聞きたい。

部会長

何かあるか。

委員

社協は平成29年度に地域ささえあい課ができ、そこに地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターが置かれてから、地域の方と個々のケースについて連携させていただくことが非常に多くなったが、仕組みとしてまだ形づくられてはいないと思っている。生活支援体制整備事業のほうで、第1層、第2層の協議体というのをそれぞれ地区ごとにつくり、今年度も各地区で年平均3回程度のペースで会議を開いていて、多いところはもう4回目を開催している。それも決して社協事務局が主導しているのではなくて、協議体のメンバーの皆さんがご自分たちからもっとやろうと、自分たちの取組を形にするためには、もっと頻回に開かないとということで、積極的に声をかけてくださって、我々がそれについて行っているというような状況である。そういう動きも少しずつ生まれてきているので、そういったところから具体的な地域課題の解決の仕組みづくりができていくんだらうと、いま様子を見ているところである。

個人情報の問題もあるが、アウトリーチというのはやはりそういうことを超えていかないと、なかなか進んでいかないと思っている。そこは実際に連携をさせていただく現場で、民生委員さんであったり、地域の方であったり、あるいは行政の方も含めて、どういったルールに基づいて連携していくのかというのは本当に個別に検討していかざるを得ないのではないかといまのところは思っている。そういう事例をどんどん増やしていくことで、少しずつスタンダードなものが見えてくるのではないか。拙速に形にこだわるのではなくて、一つ一つのケースの課題の解決を通して見えてくるものではないかと感じている。

部会長

試行錯誤の段階かと思うが、基本的にジレンマがあるのではないか。地域の方々がどこまで関われるのか。例えば、非常に深刻な虐待のケースがあって、住民の方から通報があって、行政が受け止めてどうしようかと考える。そこにはいろいろな専門職の人が関わってくる。行政も当然のことながら関わり、ようやく一段落してその虐待のケースが地域に戻る。周りの人たちに、あの家庭はひどい虐待のケースだから、ずっと監視していただきますというようなことは言えない。本来なら、そういうことを知った地域住民の人が関わるというのは理想というか、あるべき姿なのかもしれないが、私はやはりケース・バイ・ケースではないかと思っている。

少し危惧をしているのは、国は一律に述べ過ぎるということ

である。個別のケースによって、関われる度合いというのは大分違うのではないかと思う。例えば精神障害の領域なども、どこまで情報公開していいのかという話もあり、場合によっては人権侵害ではないのかということにもなりかねないので難しいが、試行錯誤で一つ一つのケースを積み重ねていくというようなことはあるのだろうと思っている。その辺が重層的支援体制整備事業で一律に論じられているが、誤解を恐れずに言えば、ケースによっては地域住民が関わったがゆえに、病気が進行して大変なことになったとか、新たな問題が惹起したということがあったときに、誰がどうやって責任持つのかということにもなるのではないかと思っている。

だから、地域というのは、よく言われるように、包摂、つまり温かく包んでくれる論理と、その逆の、徹底的に排除する論理もあり、両刀であるから気をつけないといけない。特に歴史を考えると、いまもそうなのだが、障害者の人にはいろんな形で差別や偏見があって、重層的支援体制整備事業をつくれれば、それが包摂されて何もかもすべてうまく行くという話はでき過ぎている感じがするので、現実との格闘をしながら、一つ一つ積み重ねていって、こういう方法でやったらいいのではというのを模索していく以外ないのではないかと思っている。

委員

Iの包括的相談支援についても、IIの参加支援についても、IIIの地域づくりに向けた支援についても、取り組み始めている部分がもう多くあるので、それをどんどん伸ばしていただけたらと思っている。

Iについて言えば、ニーズと支援をつなぐ制度の壁については相談支援包括化推進員の体制でいいかと思うが、利用者の意識の壁だとか、利用者にこういう窓口や支援があるということをお届けする情報の壁を地域福祉コーディネーターの活躍で打ち砕いていく必要があるということで、ぜひコーディネーターの増員、よりきめ細かな配置を進めていただけたらと思う。そのことが実は参加支援にもつながるし、地域づくりに向けた支援のところにもつながると思っている。

参加支援で言うと、実はいま、勝どきダイルームがもう一杯になるぐらい活動者の予約が入ってきている。あのような使い勝手のいい、ロケーションもいい、活動者にとっても利用者にとってもいい場所だと、新しい活動がどんどん生み出されてくると思う。ぜひほかの地区にもそういう活動拠点になるような場所の整備を進めてもらいたい。そのことがひきこもりの方や様々な立場の方の社会参加、社会との関わりを持つきっかけや

居場所になるのだろうと思う。

Ⅲについて言うと、そもそも家族の自助力や地域の共助力が低下したことによって生活支援ニーズがあふれ出てきているわけだから、家族の代わりの機能を果たすコンシェルジュ的な、身近なところで寄り添って様々な社会制度と本人の生活を橋渡しするような支援者、サポーターが必要だと思う。

では、専門職の地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーがそれを担うのか、あるいは民生・児童委員さんが担うのか、あるいは近隣地域の人が担うのか、あるいはボランティアを育成していくのか、あるいはお金を払って誰かにやってもらうのかというような、いろいろな寄り添いの継続的支援の体制をつくらないと、無縁社会化がどんどん進んでいくので、こういう生活支援ニーズというのは永久に収まらないだろうと思う。

重層的支援体制の中で、平時の生活を支えることは言うのだけれども、災害が起きたときに、その延長線上でその人たちの命を守る議論が全然ない。行政の仕事論的にはどうしても縦割りで、災害が起こったときの要援護者の方々の命をどうするという議論が抜け落ちがちではないか。たまたま今年「福祉防災元年」と言われるように災害対策基本法も改正されて、福祉と防災の連携が大きく進みつつあるところなので、ぜひそういったことも含めた支援体制構築を心がけて取り組んでもらえたらと思う。

部会長 いくつか論点を挙げていただいたが、何か事務局からあるか。

管理課長 委員が言われたとおり、現時点では既存の事業をブラッシュアップしていくということが重要なのかなというふうに思っている。先ほどもご説明したとおり、まだ十分ではないところ、いわゆる制度の狭間の問題などについては課題があるので、ここを解消するために、全ての区民の方が相談できる窓口の設置を考えているところである。

部会長 先ほどの勝どきダイルームの話ではないが、人が集まれる、便利なプラットフォームをつくっていくということが大事になる。

それから、鍵になるのは、やはり地域福祉コーディネーターではないか。“福祉は人なり”と言うが、そういった人たちがきちんと地域に配置されていて、センサーを働かせて取り組んでいく、そういうことが大事だと思う。そのためには、もう少し人員を配置するとか、労働条件をよくするというようなことを

(3) 地域カルテの更新
について

管理課長
部会長

考えていただければと思っている。行政のほうで基盤整備をしていただければ、区民はみんな頑張っているから、いろいろな活動が次々と区内に広がっていくのではないかと考えているところである。

資料3について説明

ご質問、ご意見はあるか。

これは着々と更新が進んでいる状況か。

管理課長
部会長

これから進めていく。

中央区の一つの特色で、カルテをつくって「地域診断」をしていくということをしているが、その情報更新が大事になる。追加したほうがよい情報などがあれば、事務局のほうに言っていただければと思う。

(4) 地域福祉懇談会の
実施について

管理課長
部会長
委員

資料4について説明

ご質問、ご意見はあるか。

今回、社会福祉協議会共催という形を取らせていただいているが、昨年度もこの懇談会に地域福祉コーディネーターが各回2名ずつ、グループワークに参加させていただき、大変貴重な学びの機会になったというふうに考えている。

今年度もまたグループワークに参加させていただくが、今回は地域福祉コーディネーター、地域ささえあい課の職員だけに限らず、できれば社協全体でこの取組に関わりたいというふうに考えている。というのは、計画とも関係があるが、社協の職員は全員、地域福祉コーディネーターでいいのではないかと考えているからである。どの部署の職員も地域福祉コーディネーターと同じ視点を持ってアウトリーチをして地域に向かっていく、そんな姿勢が望ましいだろうと考えているので、今回は恐らく地域福祉コーディネーター、地域ささえあい課の職員以外の社協の職員がグループワークに参加させていただくことになるかと思っている。

それに関連してということでもないが、区のほうで配置されている相談支援包括化推進員にも参加してもらえると、この懇談会は直接、地域の方たちの声を聞ける貴重な機会でもあるので、包括化推進連絡会議をより有意義なものにする上でも意義のあることではないかと思う。今後、この取組を継続されるのであれば、ぜひ相談支援包括化推進員の皆さんにもグループワークのファシリテーターという形で関わっていただけると、今後、社協と行政が連携をしていくことになった場合に、お互い非常によきパートナーとして取り組んでいけるのではないかと考えている。

8 報告・連絡事項
ソーシャルワーク機能向上研修の実施報告

	<p>それともう一つ、ソーシャルワーク機能向上研修を実施されているので、この懇談会はこの研修のステップアップにもなるかと考えている。区のほうでもソーシャルワーク機能の向上を目指していて、社協もオール社協で地域福祉コーディネートをしたいと考えているので、この懇談会を活用していきたいと思っている。</p>
管理課長	<p>いまのご提案について、区のほうでも相談支援包括化推進員の参加について検討していく。</p>
部会長	<p>たしか13名だったと思うが、そんなに多人数ではないので、ぜひ参加を前向きに検討していただければと思う。昨年度は私が担当させていただいたが、そこからいろいろな学びもあった。そこへ社協がオール社協で関わり、行政からも相談支援包括化推進員の方が参加するということになっていけば、さらにステップアップできるのではないかと思う。そこで情報を共有したり、公民で学び合いができるとすごくいいと思うので、ぜひそういった方向で考えていただければと思う。</p>
委員	<p>昨年度、町会や自治会にも参加してくださいというようなお声かけがあったようだが、町会長とか、町会関係の方が自分は福祉に関係ないからと、地域の民生委員に振ったので、民生委員の出席者が多かったように思う。やはり町会の方にも参加していただいて、地域福祉のことを皆さんで考えていけたらと思う。</p>
管理課長	<p>今回は各団体に推薦を依頼するのではなく、区のおしらせ、ホームページで参加者を募集し、区で把握していない団体からも参加できるような形をとりたいと考えている。ただし、各団体に対し、この取組の周知はしていきたいと考えている。</p>
部会長	<p>了解した。町会をはじめ、様々な団体の方々に来ていただけるといいと思う。</p>
管理課長	<p>資料5について説明</p>
部会長	<p>ご質問、ご意見はあるか。</p> <p>区としてこういう研修をどんどん実施していくのは非常にいいことではないか。このような研修を積極的にやって、ソーシャルワーク機能の向上を区として図っていくというのはすごく大事なので、今後もよろしくお願ひしたい。</p> <p>それでは本日の議事はここまでとする。</p> <p>本日はいただいたご意見を踏まえ、必要に応じて包括的支援体制の構築に向けた取組や重層的支援体制整備事業の実施体制に反映し、引き続きご協議いただきたい。次回の開催の詳細が決まれば改めて事務局からお知らせする。</p>

9 閉会

管理課長	最後に事務局から何かあるか。 会議の時間内に発言できなかったご意見については、意見票に記載の上、12月17日までに郵送、メール、ファクスなどでお送りいただくようお願いする。
部会長	閉会のあいさつ